

栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領（以下「施工体制確認型試行要領」という。）に基づき試行する工事のうち、若手技術者の育成、若手技術者への技術伝承を図ることを目的に若手技術者が配置された工事の評価等に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 若手技術者

評価項目算定資料の提出日（以下「評価基準日」という。）の属する年度の末日において、満35歳以下の者をいう。

(2) 若手担当技術者

CORINS登録における主任技術者、監理技術者、現場代理人及び専門技術員以外の担当技術者（若手技術者に限る。）をいう。

(3) 若手主任技術者等

主任技術者又は監理技術者として配置する若手技術者（発注者が求める工事経験を有しない者に限る。）をいう。

(4) 指導技術者

若手主任技術者等に対して技術指導を行う者をいう。

(5) 若手担当技術者配置工事

工事着手から工事目的物引渡しまで若手担当技術者を専任で配置する工事をいう。

(6) 指導技術者配置工事

工事着手から工事目的物引渡しまで若手主任技術者等を専任で配置し、かつ指導技術者を工事着手から工事目的物引渡しまで非専任で配置する工事をいう。

(対象工事)

第3条 この要領における若手担当技術者配置工事及び指導技術者配置工事の対象は、次に定める工事とする。

(1) 若手担当技術者配置工事

予定価格3,000万円以上の栃木県発注の建設工事

(2) 指導技術者配置工事

予定価格1億円未満の栃木県発注の建設工事

(評価の対象)

第4条 若手技術者を配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）とする場合、同種・類似工事を元請として受注した工事において、若手担当技術者として施工した工事経験又は指導技術者が主任技術者、監理技術者若しくは現場代理人として施工した工事経験をそれぞれ評価の対象とする。

(技術者の配置要件)

第5条 総合評価落札方式において、若手担当技術者及び指導技術者の工事経験を評価する場合における各技術者の配置要件は次のとおりとする。

(1) 若手担当技術者

工事着手から工事目的物引渡しまで専任で配置し、他工事との兼任は認めない。

(2) 若手主任技術者等

工事着手から工事目的物引渡しまで専任で配置し、他工事との兼任は認めない。

(3) 指導技術者

工事着手から工事目的物引渡しまで非専任で配置し、他工事の兼任については、同一事務所管内等に限り2箇所まで可能とする。

(技術者の資格等)

第6条 若手担当技術者、若手主任技術者等及び指導技術者に必要な資格は次のとおりとし、また、それぞれ3ヶ月以上の雇用関係にある者とする。

(1) 若手担当技術者 2級以上の国家資格又はそれらと同等以上の資格

(2) 若手主任技術者等 2級以上の国家資格又はそれらと同等以上の資格

(3) 指導技術者 1級の国家資格又はそれらと同等以上の資格

2 前項における国家資格及びそれらと同等以上の資格は、別表1のとおりとする。

(若手担当技術者配置工事における契約以降の手続き等)

第7条 若手担当技術者配置工事における主な手続き等は次のとおりとする。

(1) 受注者は、CORINS登録後に「若手担当技術者の専任通知書(様式1)」及び若手担当技術者としての要件が確認できる資料を発注者へ提出する。

(2) 発注者は、前号の規定により資料が提出された場合には、資料の内容及びCORINSに登録する内容との整合性等を確認する。

(3) 若手担当技術者は、次の業務に従事するものとし、工事打合せ簿により随時発注者(監督員)に当該業務の報告を行う。

ア 工事着手時等打合せ参加

イ 施工計画書の作成補助

ウ 完成(中間)検査の準備及び立会い

エ その他発注者が定めた業務

(4) 発注者(監督員)は、前号の規定により工事打合せ簿により報告があった場合には、内容に問題がないか確認する。

(5) 受注者は、「工事目的物引渡し通知書」を提出する場合には、併せて「若手担当技術者の専任確認報告書(様式2)」に第3号で報告した工事打合せ簿の写しを添付の上、発注者に提出する。

(6) 発注者は、前号の規定により(様式2)等が提出され、若手担当技術者の業務が適正に履行されていることを確認した場合は、「若手担当技術者の専任確認書(様式3)」を受注者に交付する。

ただし、次の項目に該当する場合には、(様式3)を交付しない。

ア 若手担当技術者が第5条第1項第1号の配置要件を満たしていない場合(資料等で確認できない場合も含む。)

イ 契約時に(様式1)を提出していない場合

(7) 発注者は、(様式3「公印が押印済のもの」)をPDFで保管するとともに、当該内容

を一覧表等に登録し保存する。

- (8) (様式3) 及びCORINSの「登録内容確認書」を、次工事の栃木県発注工事（総合評価）において配置予定技術者の工事経験を評価する際の確認資料とする。

(指導技術者配置工事における契約以降の手続き等)

第8条 指導技術者配置工事における主な手続き等は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、CORINS登録後に「若手主任技術者等及び指導技術者の配置通知書（様式4）」、若手主任技術者等及び指導技術者としての要件が確認できる資料を発注者へ提出する。

- (2) 発注者は、前号の規定により資料が提出された場合には、資料の内容及びCORINSに登録する内容との整合性等を確認する。

- (3) 若手主任技術者等及び指導技術者は、次の業務に従事するものとし、若手主任技術者等が指導技術者の指導を受けながら、工事打合せ簿により随時発注者（監督員）に当該業務の報告を行う。

ア 工事着手時等打合せ参加

イ 施工計画書の作成

ウ 完成（中間）検査の準備・立会い

エ その他発注者が定めた業務

- (4) 発注者は、前号の規定により工事打合せ簿により報告があった場合には、内容に問題がないか確認する。

- (5) 受注者は、「工事目的物引渡し通知書」を提出する場合には、併せて「若手主任技術者等の指導報告書（様式5）」に第3号で報告した工事打合せ簿の写しを添付の上、発注者に提出する。

- (6) 発注者は、前号の規定により（様式5）等が提出され、若手主任技術者等の指導が適正に履行されていることを確認した場合は、「若手主任技術者等の指導確認書（様式6）」を受注者に交付する。

ただし、次の項目に該当する場合には、（様式6）を交付しない。

ア 若手主任技術者等及び指導技術者が第5条第1項第2号及び第3号の配置要件を満たしていない場合（資料等で確認できない場合も含む）

イ 契約時に（様式4）を提出していない場合

- (7) 発注者は、（様式6「公印が押印済のもの」）をPDFで保管するとともに、当該内容を一覧表等に登録し保存する。

- (8) (様式6) 及びCORINSの「登録内容確認書」を、次工事の栃木県発注工事（総合評価）において配置予定技術者の工事経験を評価する際の確認資料とする。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

2 栃木県総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領（平成27年4月1日適用）は廃止する。

3 この要領の施行の際、現に廃止前の栃木県総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領により入札通知又は指名通知した工事については、なお従前の要領による。

